

「愛媛の教科書・教育問題にどう向き合うか」学習会報告

5月20日の午後、渡部伸二と市民の広場で学習会が行われました。講師は「えひめ教科書裁判を支える会」の高井弘之さん。教科書裁判を闘ってこられた高い見識を背景としたお話はとても説得力があり、20人弱の参加者がお話に熱心に耳を傾けました。配られた資料をもとにお話し頂いた概略をご報告します。ただ、込み入った、深い内容が盛りだくさんでしたので、報告者が理解できた範囲で印象に残った点が中心となることをお許しください。

①教科書問題とは何か

*近代国民国家における教育の意味と役割

幕末の外国人の文献から分かるのは、江戸時代までは一般日本人の中に特に「国家」意識はなかったこと。明治時代になると、「大日本帝国憲法」のもとで近代国民国家として学校教育を通じて「日本国民」としての意識が植え付けられていった。日露戦争の頃には完全にこの戦争は「我々(日本国民)の戦争」意識となっていることが文学作品の中でも明らか。この憲法は「国体」を旨としている。つまり、神勅により天皇が日本国を統治するものであり、民衆には「忠孝の美德」つまり民衆は従属するものと位置付けている。自民党改憲案はこの考え方に日本国憲法を戻そうと企んでいる。

*戦後日本国家の正当化原理(構成原理)

高井さんは、武藤一羊氏によりながら、戦後の日本国家は以下の異質な3つの原理で構成されてきたとする。

- 1 日本国憲法
- 2 アメリカの覇権(世界支配)原理—(従属的)日米同盟関係
- 3 大日本帝国継承原理

第1番の日本国憲法が完徹されていれば、第2番と第3番は本来、憲法に矛盾するわけで葬り去られるはずであるのに、現実にはそうはなっていない。それどころか、実は第2番と第3番が安倍政権の中でより鮮明に突出してきている。

高井さんの、日本国憲法は「対内関係原理」と「対外関係原理」で説明できるとの解釈は目からウロコだった。「国民主権」と「基本的人権」は、「人民(国民)と国家の関係」であり、「平和主義」は、「国家間の関係」であるとのこと。

自民党の2004年の憲法改正プロジェクトの「論点整理」に「～占領下に置き去りにされた歴史、文化、伝統に根ざした我が国固有の価値(すなわち「国柄」)や、日本人が元来有し

てきた道徳心など～」とある。ここで、「国柄」とは「大日本帝国憲法」に見られる「国体」の言い換えであり、「道徳心」は同じく「忠孝の美德」の言い換えだとのこと。高井さんの話を聞きながら、資料の「自民党憲法草案」に目を通すと、安倍政権が戦後の日本国家を根底から変えようとしている意図がハッキリと見えて、こんなに時代に逆行した憲法改正はあり得ないし、許せないと改めて思う。

* 「日本民族教育(日本人育成教育)」強要と朝鮮学校排除

安倍政権の教育公約(2012年)で「子ども達が日本の伝統文化に誇りを持てる内容の教科書で学べるよう、教科書検定基準を抜本的に改善し、あわせて近隣諸国条項も見直す」とし、この公約以降、政府の見解通りの教科書が使われるようになっていく。また、朝鮮人学校の教育について、「日本人教育をしていない」として国として朝鮮人学校には批判的立場を通してきている。

②育鵬社版教科書とはどのような教科書か

育鵬社版教科書と、東京書籍版教科書のコピーを参考にして、北海道の開拓、沖縄処分、日露戦争、日本国憲法についての記述の違いを具体的に読み比べた。

例えば、同じ沖縄処分について、育鵬社版は「琉球については、日本政府が1872(明治5)年に琉球国王の尚泰を琉球藩王として、琉球が日本領土であることを確認し、1879(明治12)年に琉球を沖縄県としました(琉球処分)。」と短く淡々と記述している。一方で、東京書籍版は「琉球王国は、薩摩藩に事実上支配されながら、清にも朝貢するなど、日清の両方に属する関係を結んでいました。日本政府は1879年に琉球王国を琉球藩としました。さらに日本政府は1879年、軍隊の力を背景に、琉球の人々の反対をおさえ、琉球藩を廃止して沖縄県を設置しました(琉球処分)。」とある。読み比べると、同じ歴史事実に対する記述の違いが明らかだ。

高井さんによると、育鵬社版は最近では「明らかに事実でない」と指摘しにくい巧妙な文章となっているという。確かに「琉球処分」についても一見、事実が淡々と書いてあるようにも読める。

この4月から松山市など愛媛県下の半数近くの中学生在が使っている歴史教科書が育鵬社版であることの意味を、どれくらいの保護者は気が付いているだろうか、学習会に参加したみんなが空恐ろしく感じたと思う。

③松山市教委による育鵬社採択はどのように行われたか

2011年8月の市の会議録によると、教科書採択審議会において、11名からなる採択委員会が推した東京書籍が、当然、民主的手続きを経て採択された。が、育鵬社版教科書を採択させたかった「金本委員長」は会議録の中で、育鵬社版に無理矢理でもできなかった無念を語り、驚いたことに、このあと民主的な採択の在り方を教育委員会が都合のよいように変えてしまったとのこと。マスコミもこの件を追及することもなく、市民は知らされな
いまま、高井さんは「計画的犯罪であった」と断罪された。ということで、2014年の小学校教科書採択からは、学校現場の教科書評価は無視されて、教育委員会の独断での育鵬社版教科書の採択結果となったと分かった。この事実、どれほどの松山市民が承知していることだろう。

と、ここら辺までのお話で、13時半からの学習会は予定の2時間を超えました。時間切れとなった④「政治活動届け出義務化問題」については、要点だけでも聴きたいとの熱心な質問に応じて、高井さんから、行政側が何かをする場合には「法律の根拠」が必ず必要なのに、義務化問題にはその根拠がないままである。

例えば、「子どもの権利条約」には、最大限の自由を子どもに与えるべきとあるが、義務化問題はこれに反している。「届出義務」に対して、「届けたらいいだけなら、結局自由じゃないか」という意見があるが、「条件を満たしたら恩恵的に自由を与える」というのは本来の意味での「権利としての自由」ではない、との明快な解釈をいただいた。また、愛媛の教科書・教育問題に向き合う際に、請願権を発揮していくのが有効だとの助言もあった。

教科書問題が明治時代以来の歴史的背景を背負っていて、その「大日本帝国継承原理」を引っ提げて一步も引かない安倍政権の目論みが、今日の高井さんのお話の中で赤裸々にされて、学習会の参加者は安倍政権への危機感をいっそう強く持ったことと思います。難しい話をポイントを押さえて分かりやすく解説していただき、参会者はみな得した気分でした。以上（文責：泉 京子）